

神栖市まちづくりプラン

神栖町・波崎町 新市建設計画

神栖町・波崎町合併協議会

神栖市まちづくりプラン 目次

1．序論	1
（1）合併の必要性	1
（2）2町の合併によるメリット	2
（3）計画策定の方針	3
2．新市の概況と行政課題	5
（1）位置・地勢・交通等	5
（2）歴史・沿革	6
（3）土地利用	7
（4）人口および世帯の現況と将来フレーム	8
（5）産業	11
（6）財政状況	14
（7）2町の行政課題	16
3．新市建設の基本方針	19
（1）新市の将来像	19
（2）新市のまちづくりの基本方針	21
（3）新市の土地利用構想	24
4．新市のまちづくり施策	31
4-1．健康で人にやさしいまちづくり	31
4-2．個性豊かでたくましい人をはぐくむまちづくり	34
4-3．自然・環境にやさしいまちづくり	37
4-4．新しい産業活力にあふれたまちづくり	39
4-5．くらしの質を高めるまちづくり	42
4-6．安全性の高いまちづくり	45
4-7．市民と協働のまちづくり	47
4-8．健全な行財政のまちづくり	48
5．公共施設の統合整備の方向性	49
6．財政計画	51
7．計画の実現に向けて	55

1 . 序論

(1) 合併の必要性

地方分権への対応

市町村は地方公共団体の中でも住民に最も身近な自治体です。これまでも福祉、教育、防災など住民に密着したサービスの提供に重要な役割を果たしてきましたが、社会情勢の急速な変化によって、これまでの統一性や均一性を重視した行政システムから、地域の実情や住民のニーズに的確に対応することのできる行政システムへと、変革が求められるようになってきました。

このような流れの中、国は平成 12 年 4 月「地方分権の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(地方分権一括法)」を施行し、住民に身近な行政の権限を、国から地方へと移しはじめました。

市町村自らが、地域の個性にあふれ、人々の暮らしに潤いを感じられるまちづくりを、自らの責任でおこなっていくためには、財政基盤を強化していくとともに、効率的かつ高度な行政運営の推進が求められてきます。これらに対応するためには、財政規模の拡大をおこなうとともに、スケールメリットを活かした合理化を進め、きめ細かな住民サービスが可能となる行政組織に転換をしていく必要があります。

少子・高齢化への対応

全国的な少子・高齢化社会の進展は、労働力人口の減少をもたらすとともに、高齢者への福祉・医療にかかる経費の増大を招きます。

現在の 2 町の人口構造は若い世代が多いというものの、今後は高齢化の進展が確実に予想されています。

こうした中、社会保障制度の見直しが必要になる一方で、市町村も福祉・医療サービスを支えるため、人的・財政的な基盤の強化を進めていく必要があります。

多様化・高度化するニーズへの対応

交通網の発達などにより人々の日常生活圏はますます拡大しています。また、価値観の多様化や高度情報化に代表される技術革新の進展などにもとまって、住民が求めるサービスも、さらに多様化、高度化しています。

これらの広範で多様なニーズに応えることは、町村にとって大きな負担になりますので、合併によって行政力を強化し、広域的な視点から一体的に見直しをしていく必要があります。

(2) 2 町の合併によるメリット

さまざまな財政支援で、よりよいまちづくりが可能です

市町村が合併することによって「合併の必要性」にあるような、さまざまな課題を解決することが可能になります。また、合併特例法の期限内に合併をすることで、一定期間、国や県の各種財政支援が受けられるようになり、これらを上手に利用することで効率よくまちづくりを進めることができます。

鹿行地域最大規模の自治体として発展が期待されます

神栖町と波崎町の 2 町の場合は、自治体規模のひとつの理想とされている「人口 10 万人」に限りなく近づきます。

合併により規模のメリットを活かした合理化が期待できるだけでなく、鹿行地域最大規模の自治体として、広域的な視点に基づいたプロジェクトを誘致するなど、都市機能の集積による大きな発展が期待できます。

新たな税収が見込めます

主に工業団地に立地する企業等が納める大規模償却資産分の固定資産税は、現在、神栖町の財政力指数が高いため、約半分程度が茨城県の税収となっています。これが合併により、ほぼ全額新市の税収へと変わることになります。この財源を住民サービスの維持・向上に充てることが可能になるなど、持続的・安定的な自治体経営をおこなっていく上でも、他の地域には見られない、財政面での大きなメリットがあります。

(3) 計画策定の方針

計画の趣旨

本計画は、「市町村の合併の特例に関する法律」第 5 条に基づく計画として作成するものです。神栖町、波崎町の合併後のまちづくりを総合的かつ効果的に推進することを目的とし、本計画を実現することにより 2 町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展を図ろうとするものです。

なお、新市の進むべき方向についてのより詳細かつ具体的な内容については、本計画に基づき、新市において策定する総合計画（基本構想・基本計画・実施計画）に委ねるものとします。

計画の構成

「市町村の合併の特例に関する法律」に基づき、本計画は新市のまちづくりを進めていくため、以下の内容を定めることとします。

- 1) 新市建設の基本方針
- 2) 新市建設の根幹となるべき事業に関する事項
- 3) 公共的施設の統合整備に関する事項
- 4) 新市の財政計画

計画の期間

本計画の期間は、合併期日の属する年度（平成 17 年度）及びそれに続く 10 か年度（平成 27 年度まで）とします。

計画の内容

新市のまちづくりの基本方針を定めるに当たっては、2 町の行政課題をふまえ、将来を見据えた長期的視点に立つものとします。

また、新市の財政計画については、健全な財政運営に努め、地方交付税、国・県補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないようにするものとします。

2. 新市の概況と行政課題

(1) 位置・地勢・交通等

新市（現在の神栖町と波崎町の町域）は、茨城県最南東部に位置し、太平洋と利根川にはさまれた地域です。北西側は鹿嶋市及び潮来市に接し、南側・西側は利根川を経て千葉県に隣接しています。

南北に細長い形状であり、総面積は 147.26 k²（神栖町域 78.96 k²、波崎町域 68.30 k²）となっています。

北東部一帯には、首都圏における主要な工業生産拠点である鹿島臨海工業地帯及び鹿島港が整備され、国内有数のコンビナートが形成されています。

地勢は、大きく低湿地、砂浜及び砂州に区分することができ、利根川の河岸等にみられる低湿地は、古くから水田として利用されています。また、新市のほとんどが宅地開発に適した平坦な地形となっています。

利根川・常陸利根川をはじめ、外浪逆浦、鰐川、神之池といった静水域も豊富な地域です。

気象は、黒潮の影響を受けた海洋性気候に属し、四季を通じて比較的温暖な地域であり、産業経済の発展や人口の定住促進を図るうえでも優位な条件をもっているといえます。（年平均気温 15.3℃、平均風速 5.6m、降水量 1580.1mm。近傍の銚子気象台のデータによる）

道路交通は、新市を縦断する国道 124 号が地域の中心的な道路となっています。東関東自動車道を経由し、東京都心部まで約 1 時間 30 分、新東京国際空港まで約 30 分の距離にあります。また、北関東自動車道へ接続する東関東自動車道水戸線や、広域的な幹線道路の整備の進展に伴い、産業立地条件のさらなる向上が期待されています。

また、隣接する市町には J R 成田線・総武本線、鹿島線の各駅（銚子駅、椎柴駅、下総橋駅、小見川駅、潮来駅、鹿島神宮駅など）があるため、これらを利用すれば東京駅まで約 1 時間 45 分の距離にあります。

新市の
位置図



(2) 歴史・沿革

【近世以前】

本地域には、縄文時代後期から人々が生活していたことが確認されています。

中世～近世にかけては、鹿島灘・利根川・浪逆浦・神之池などの豊かな水の恵みを受けて、漁業・農業・舟運のまちとして発展しました。

【神栖町の変遷】

神栖町の変遷をみると、明治 22 年(1889 年)の市町村制施行に伴い、17 ヲ村が統合され中島村・軽野村となりました。中島村は大正 14 年(1925 年)に息栖村に名称を変え、昭和 30 年(1955 年)に 2 つの村が合併して神栖村が誕生しました。その後、昭和 45 年(1970 年)に町制を施行し、現在の神栖町となりました。

神栖町が飛躍的發展を遂げる要因となった鹿島開発は、昭和 30 年代後半から造成事業がはじまり、昭和 44 年(1969 年)には鹿島港が開港、昭和 48 年(1973 年)には工業団地造成事業が完了しました。石油ショックやバブル經濟の崩壊といった經濟面での影響も受けましたが、鹿島開発による企業立地は、我が国でもトップクラスの財政力をもつ町へと成長する原動力となっています。

【波崎町の変遷】

波崎町は、遠下と呼ばれていましたが、明治 22 年(1889 年)の市町村制施行に伴い東下村となりました。昭和 3 年(1928 年)に町制を施行し波崎町が誕生しました。昭和 30 年(1955 年)には矢田部村を、その翌年には若松村の一部を除く区域を編入し、現在の波崎町となりました。

農業や漁業を中心とした地域でしたが、昭和 30 年代後半からの鹿島開発によって波崎工業団地が整備されるなど、工業都市の側面も兼ね備えた町へと成長を遂げています。

近年では、未利用農地の増加や漁獲量の減少など、産業を取り巻く環境に厳しい面もみられますが、豊かな自然資源を活かしたスポーツ合宿を中心とする新たな産業も育ちつつあります。

【鹿島開発の経過概要】

昭和 35 年：鹿島灘沿岸地域総合開発の構想（試案）を作成

昭和 38 年：鹿島港起工

昭和 39 年：鹿島地区が工業整備特別地域に指定

昭和 42 年：鹿島臨海都市計画区域の決定

昭和 44 年：進出企業操業開始・鹿島港開港

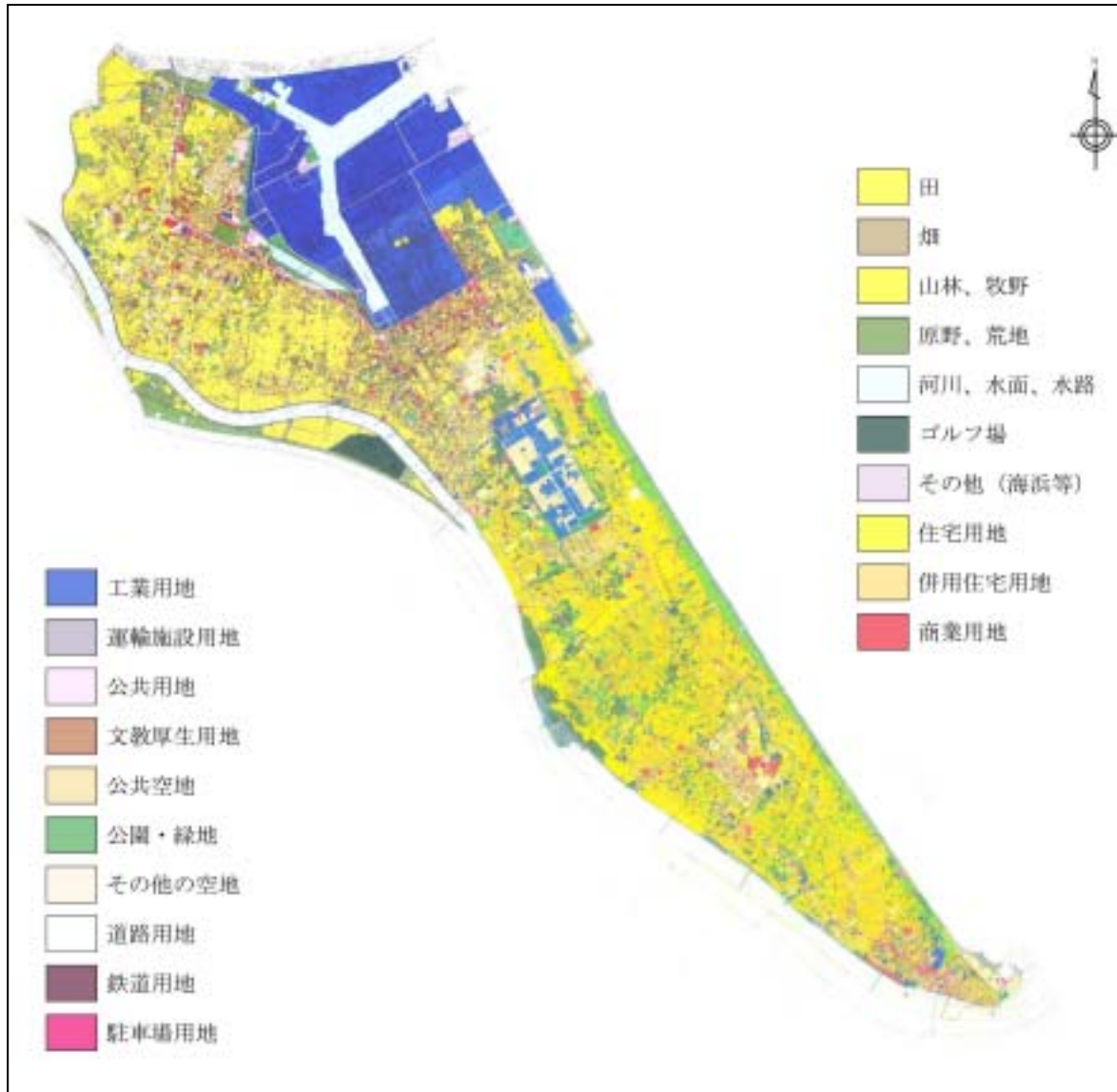
昭和 48 年：鹿島臨海工業団地造成事業工事完了公告

昭和 59 年：鹿島臨海工業地帯開発組合解散

(3) 土地利用

神栖町の土地利用状況現況をみると、工業用地や住宅用地、道路用地など都市的土地利用の割合が高くなっています。

波崎町においては、田・畑、山林を中心とした自然的土地利用の割合が高くなっています。



* 資料：平成 9 年度都市計画基礎調査土地利用現況図より作成

(4) 人口および世帯の現況と将来フレーム

1) 人口・世帯数の推移

人口の推移（昭和55年～平成12年）

2町の人口は、昭和55年を100とすると平成12年は130と大きく増加してきています。神栖町・波崎町ともに増加傾向にあります。

表・人口の推移

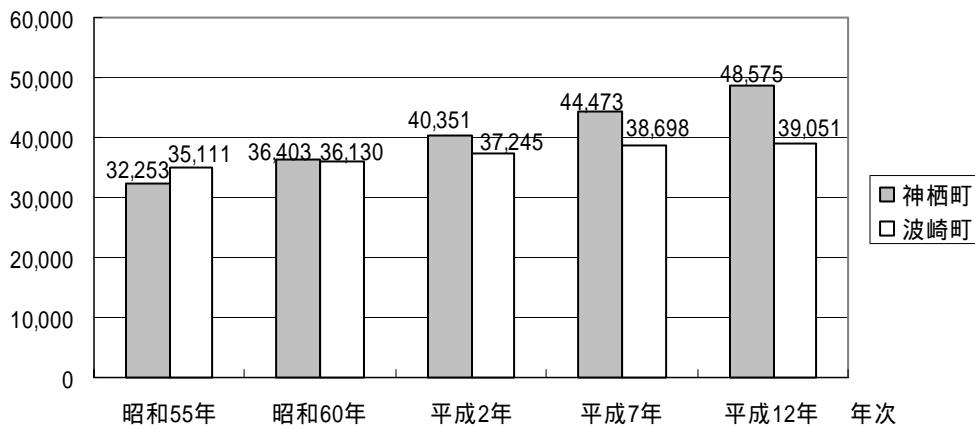
単位：人

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
神栖町	32,253	36,403	40,351	44,473	48,575
波崎町	35,111	36,130	37,245	38,698	39,051
2町合計	67,364	72,533	77,596	83,171	87,626
指数	100	108	115	123	130
茨城県計	2,558,007	2,725,005	2,845,382	2,955,530	2,985,676
県内で占める割合	2.63	2.66	2.73	2.81	2.93

人口(人)

図・人口の推移

資料：国勢調査



世帯数・平均世帯人員の推移（昭和55年～平成12年）

資料：国勢調査

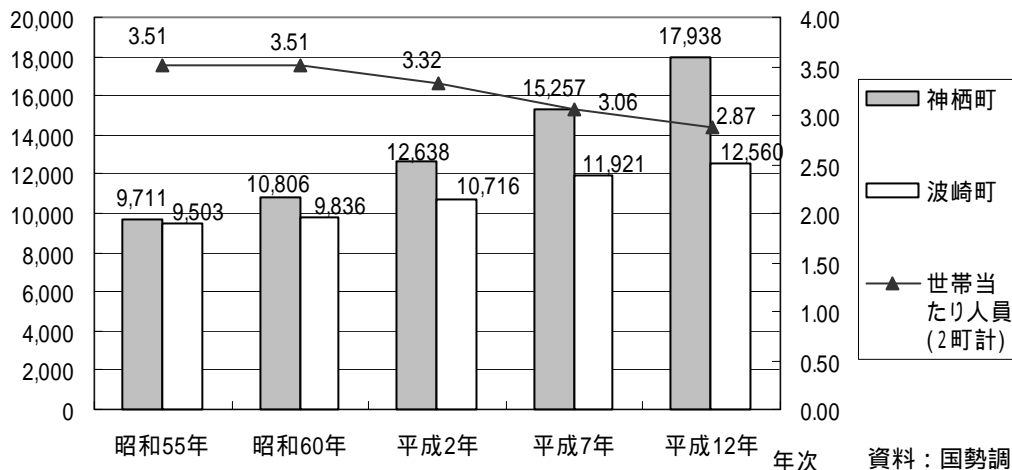
2町の世帯数は、昭和55年を100とすると平成12年は159と大きく増加してきています。神栖町・波崎町ともに増加傾向にあり、特に神栖での伸びが顕著です。

2町の平均世帯人員は、昭和55年～平成12年において約3.5人から約2.9人に大きく減少してきています。

世帯数

図・世帯数の推移

世帯当たり人員



資料：国勢調査

2) 人口構造（平成2年・平成12年）

2町の年齢3区分別人口をみると、年少人口と生産年齢人口の比率が高いまちとなっています。

また、構成比でみると年少人口の割合が減少し、老年人口が増加する傾向にあります。

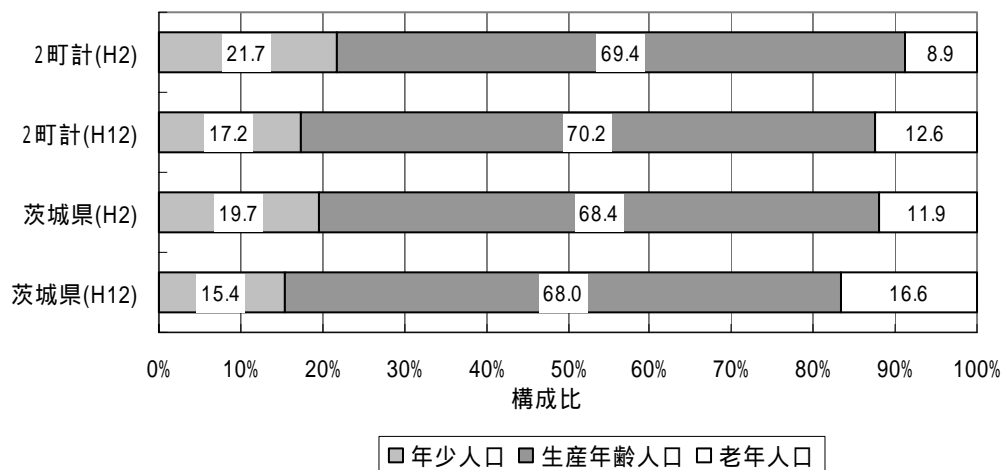
表．年齢3区分別人口の推移

	平成2年			平成12年		
	年少人口	生産年齢人口	老年人口	年少人口	生産年齢人口	老年人口
	0歳～14歳	15歳～64歳	65歳以上	0歳～14歳	15歳～64歳	65歳以上
神栖町	9,096	28,093	3,161	8,505	34,842	5,087
波崎町	7,722	25,784	3,736	6,579	26,546	5,926
2町計	16,818	53,877	6,897	15,084	61,388	11,013
茨城県計	559,033	1,943,837	338,799	458,501	2,030,360	495,693

資料：国勢調査

年齢不詳を除くため、総人口の合計とは一致しない

図．年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査

3) 将来フレーム

新市の将来人口の目途（フレーム）は、神栖町・波崎町各々の「都市計画マスタープラン（都市計画法に基づく都市計画に関する基本的な方針）」における予測値を参考に、鹿島経済特区の効果や土地利用基本構想に掲載されている拠点の形成等による開発付加人口を見込み、次のとおり設定します。

平成 27 年の目標人口： おおむね 102,000 人

表．平成 27 年人口推計値

	平成 12 年 国勢調査 (2000 年)	平成 17 年 (2005 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)
神栖町	48,575 人	52,775 人	57,262 人	61,750 人
波崎町	39,051 人	39,009 人	39,856 人	40,702 人
新 市	87,626 人	91,784 人	97,118 人	102,452 人

(5) 産業

1) 就業構造

2 町の就業構造の推移(平成 2・12 年)をみると、第 1 次産業が減少する一方で、第 2 次産業・3 次産業が増加してきています。

平成 12 年現在の構成比は、第 1 次産業が 7.8%、第 2 次産業が 39.4%、第 3 次産業が 50.7%であり、茨城県全体(第 1 次産業：8.0%・第 2 次産業：33.5%・第 3 次産業：57.6%)に比べて、第 2 次産業の比率が高いことが特徴的です。

表：産業別就業者数 単位：人

	年度	第 1 次産業	第 2 次産業	第 3 次産業	総数
神栖町	平成2年	1,143	8,410	10,811	20,429
	(%)	5.6%	41.2%	52.9%	100.0
	平成12年	793	9,594	13,473	24,684
	(%)	3.2%	38.9%	54.6%	100.0
波崎町	平成2年	3,441	7,818	7,971	19,241
	(%)	17.9%	40.6%	41.4%	100.0
	平成12年	2,715	8,133	9,377	20,342
	(%)	13.3%	40.0%	46.1%	100.0
2 町計	平成2年	4,584	16,228	18,782	39,670
	(%)	11.6%	40.9%	47.3%	100.0
	平成12年	3,508	17,727	22,850	45,026
	(%)	7.8%	39.4%	50.7%	100.0
	H12/H2	76.5%	109.2%	121.7%	113.5%
茨 城 県	平成2年	171,652	520,444	735,438	1,430,686
	(%)	12.0%	36.4%	51.4%	100.0
	平成12年	120,520	504,285	866,352	1,504,046
	(%)	8.0%	33.5%	57.6%	100.0
	H12/H2	66.8%	92.2%	112.1%	105.1%

資料：国勢調査

* 産業区分 - 第 1 次産業：農業・林業・漁業

第 2 次産業：鉱業・建設業・製造業

第 3 次産業：卸売小売業・飲食店・サービス業等

* 総数には分類不能の産業が含まれ、構成比の合計は必ずしも100%とはならない

2) 農業の動向

2町の総農家数の推移(平成7・12年)をみると、10.5%程度の減少率を示しており、茨城県全体の減少率約8.5%を上回る減少となっています。

農業産出額については、波崎町は神栖町の倍以上の生産額がありますが、2町とも減少する傾向にあります。

表・農家数、農業産出額の推移

		農家数 (戸)	農業産出額 (百万円)
神栖町	平成7年	956	3,072
	平成12年	824	2,930
波崎町	平成7年	1,017	7,482
	平成12年	942	7,210
2町計	平成7年	1,973	10,554
	平成12年	1,766	10,140
茨城県計	平成7年	140,001	470,070
	平成12年	128,020	414,700

*資料：神栖町・波崎町資料、いばらきの農林水産業 より作成

3) 工業の動向

2町の工業(製造業)の推移(平成9・14年)をみると、事業所数・従業者数はやや減少していますが、製造品出荷額は増加しています。

表・工業事業所数等の推移

		事業所数 (所)	従業者数 (人)	製造品出荷額 (百億円)
神栖町	平成9年	90	6,887	112.9
	平成14年	83	6,496	119.1
波崎町	平成9年	137	5,193	23.7
	平成14年	125	5,415	25.7
2町計	平成9年	227	12,080	136.6
	平成14年	208	11,911	144.8
茨城県計	平成9年	8,658	305,722	1175.0
	平成14年	7,125	264,534	996.1

*資料：工業統計調査
従業者4人以上

4) 商業の動向

2町の商業の推移(平成9～14年)をみると、従業者数は増加しているものの、商店数・年間販売額は減少しています。

特に神栖町における年間販売額の減少が顕著です。

表・商店数等の推移

		商店数 (店)	従業者数 (人)	年間販売額 (百億円)
神栖町	平成9年	701	5,131	22.6
	平成14年	652	5,399	13.0
波崎町	平成9年	433	2,021	5.1
	平成14年	387	2,289	5.1
2町計	平成9年	1,134	7,152	27.7
	平成14年	1,039	7,688	18.1
茨城県計	平成9年	38,974	226,264	799.5
	平成14年	35,633	235,483	657.4

* 資料：商業統計調査

(6) 財政状況

2町の財政状況について平成10年度と15年度の歳入および歳出を見ると、税収は双方とも減る傾向です。

神栖町においては財政力指数が1を大きく超え、波崎町においても1を下回るものの、平成10年から15年では上昇しており、2町とも財政面で豊かな自治体であることがわかります。

表. 歳入総額(平成10年度) 単位: 千円

区分	一般財源			国・県 支出金	地方債	その他	計
	地方税	地方交付税	その他				
神栖町	14,220,639	14,449	1,347,686	1,452,873	747,200	1,636,123	19,418,970
波崎町	5,483,847	1,031,276	715,379	1,232,268	1,095,300	1,809,470	11,367,540
2町計	19,704,486	1,045,725	2,063,065	2,685,141	1,842,500	3,445,593	30,786,510

(資料: 市町村別決算状況調)

表. 歳入総額(平成15年度) 単位: 千円

区分	一般財源			国・県 支出金	地方債	その他	計
	地方税	地方交付税	その他				
神栖町	12,675,478	9,974	1,604,901	1,845,355	1,887,700	1,813,791	19,837,199
波崎町	5,181,020	829,475	864,149	1,054,006	1,116,678	1,313,668	10,358,996
2町計	17,856,498	839,449	2,469,050	2,899,361	3,004,378	3,127,459	30,196,195

(資料: 市町村別決算状況調)

表. 歳出総額(平成10年度) 単位: 千円

区分	義務的経費			物件費・ 維持補修費	投資的経費	その他	計
	人件費	扶助費	公債費				
神栖町	3,725,557	1,093,050	1,357,733	4,133,964	3,703,665	4,516,338	18,530,307
波崎町	2,641,953	901,452	912,936	1,820,551	2,410,828	2,264,783	10,952,503
2町計	6,367,510	1,994,502	2,270,669	5,954,515	6,114,493	6,781,121	29,482,810

(資料: 市町村別決算状況調)

表. 歳出総額(平成15年度) 単位: 千円

区分	義務的経費			物件費・ 維持補修費	投資的経費	その他	計
	人件費	扶助費	公債費				
神栖町	3,566,473	1,440,890	1,456,185	3,678,344	3,531,995	5,500,679	19,174,566
波崎町	2,487,724	1,052,966	942,523	1,532,892	867,148	2,953,563	9,836,816
2町計	6,054,197	2,493,856	2,398,708	5,211,236	4,399,143	8,454,242	29,011,382

(資料: 市町村別決算状況調)

表. 財政指標(平成10年度) 単位: 千円

区分	財政力指数 ^(注1) (3ヶ年平均)	経常収支比率 ^(注2)	公債費負担比率 ^(注3)	積立基金現在高 ^(注4)	地方債現在高
神栖町	1.773	68.4%	8.1%	3,471,947	11,446,335
波崎町	0.836	84.0%	10.7%	1,637,419	7,561,607
2町計				5,109,366	19,007,942

表. 財政指標(平成15年度) 単位: 千円

区分	財政力指数 ^(注1) (3ヶ年平均)	経常収支比率 ^(注2)	公債費負担比率 ^(注3)	積立基金現在高 ^(注4)	地方債現在高
神栖町	1.701	70.8%	8.9%	6,462,505	10,744,196
波崎町	0.855	81.4%	11.2%	964,588	9,710,068
2町計				7,427,093	20,454,264

* 資料: 市町村別決算状況調(普通会計)

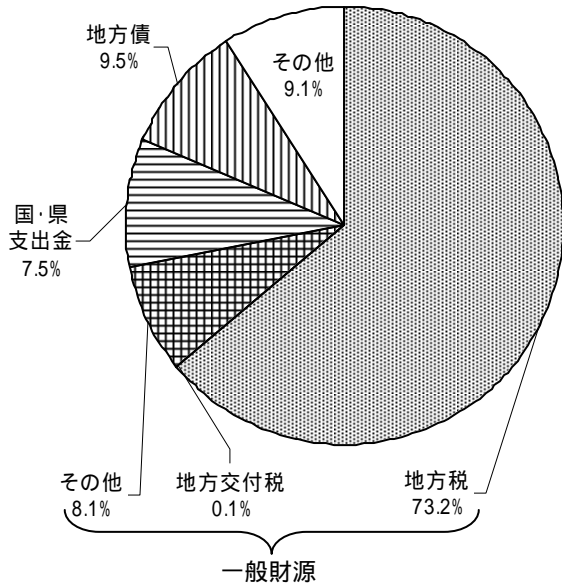
注1) 財政力指数とは、地方公共団体の財政力を示す指数として用いられ、1に近くあるいは1を超えるほど財源に余裕があるものとされています。

注2) 経常収支比率とは、地方公共団体の財政構造の弾力性を測る比率として使われ、経常経費(人件費、扶助費、公債費等)が経常一般財源に占める比率をいいます。

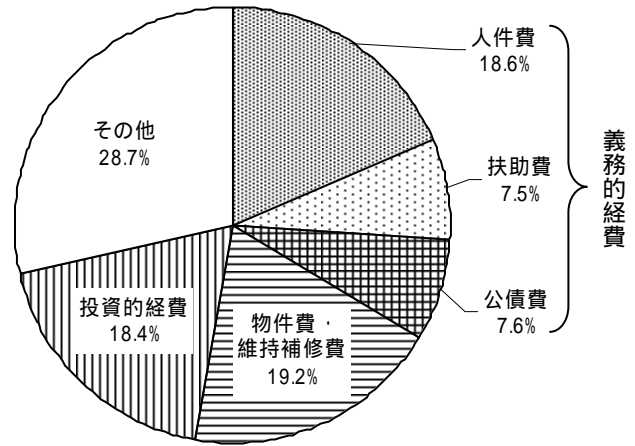
注3) 公債費負担比率とは、地方公共団体が借り入れた公債費に充当する一般財源の一般財源総額に対する割合をいいます。

注4) 積立基金現在高とは、各年度の財源不足の調整に用いる基金(財政調整基金)や地方債の償還及びその信用の維持のために設けられる基金(減債基金)などの合計額をいいます。

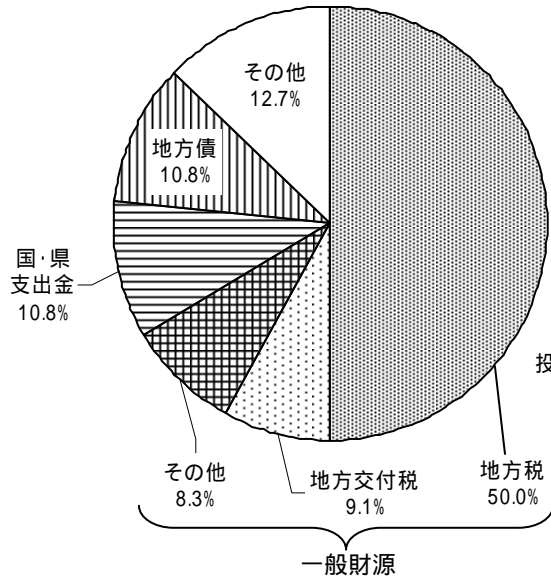
神栖町・歳入(平成15年度)



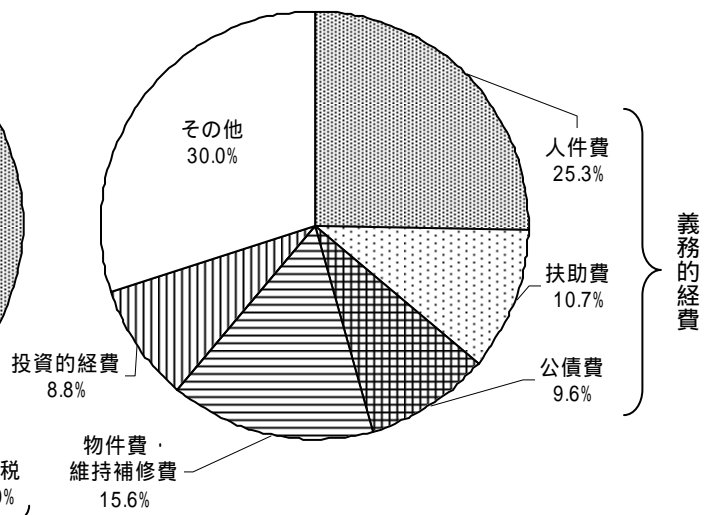
神栖町・歳出(平成15年度)



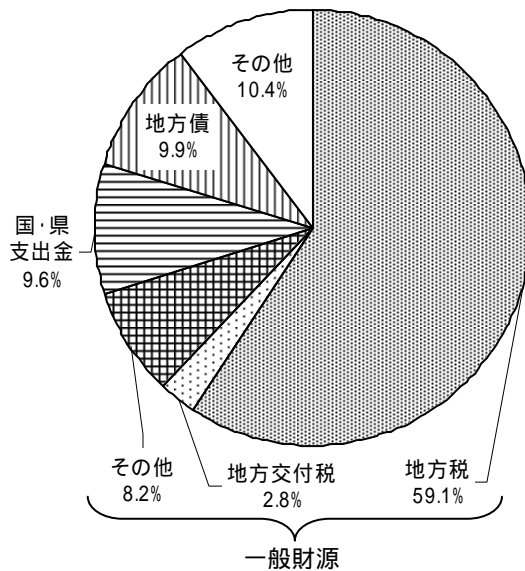
波崎町・歳入(平成15年度)



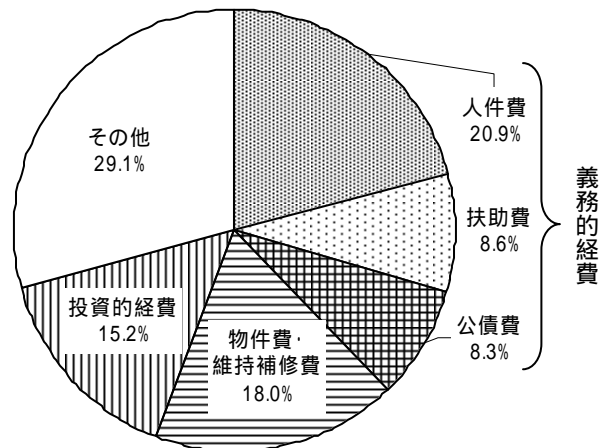
波崎町・歳出(平成15年度)



2町計・歳入(平成15年度)



2町計・歳出(平成15年度)



(7) 2町の行政課題

これまでに整理した2町の概況等を踏まえて、2町が抱える行政課題を整理すると、以下のようになります。

保健・福祉の充実

高齢化社会の到来を控え、市民の健康維持・増進や福祉に関わる施策の充実は、市政の重要な課題となります。現在の2町は、比較的若い世代が多く、活力のあるまちといえますが、確実に予想される少子・高齢化への対応も視野に入れ、将来にわたって安心して暮らせる施策の推進が求められています。

新市としての今後の保健・福祉行政に関する基本的な考え方を明確にし、さらなる子育て支援の充実、介護予防や高齢者福祉、地域的なバランスに配慮した医療サービスの実現など、多角的な取組みを進めていく必要があります。

教育の充実と生涯学習・スポーツの振興

新市の将来を担う子どもたちには、良好な環境の中で、恵まれた学習の機会を提供することが必要です。

また、市民が健康に生きがいをもって暮らせるよう、誰もがいつでも気軽に生涯学習やスポーツに参加できる機会と場の提供に努めることも求められます。

一方で、老朽化した教育・文化施設を市民のニーズに合わせて計画的に更新していくことも必要です。

自然環境の保全と地球環境への配慮

太平洋の大海原、利根川・常陸利根川・外浪逆浦などの水資源や樹林地・水田などの緑は、人々にやすらぎと潤いを与えるだけでなく、環境の保全にも重要な役割を果たしています。こうした2町の大きな財産は、将来にわたって大切に保全していくことが求められています。

風力発電をはじめとする自然エネルギーの活用、リサイクルの推進などを通じて循環型社会を築き、環境に配慮したまちづくりを進めることが重要です。

地域産業と活力の維持・向上

鹿島臨海工業地帯の中核を担う工業をはじめ、ピーマン、千両、若松などの特産品をもつ農業、全国でも有数の漁獲量を誇る漁業など、地域産業の振興に努める一方、市民生活や地域文化の向上に寄与する商業・サービス業や情報化・国際化に対応した新しい産業などの育成を図る必要があります。

また、鹿島港を競争力の高い港湾として機能強化するため、北公共埠頭や港湾関連施設の基盤整備を促進していくことが必要です。

さらに、恵まれた自然環境を活用し、スポーツ・レクリエーション関連の環境を総合的に整え、観光の振興を図っていくことも、新市のイメージを広くアピールしていく上で、重要な役割になると考えられます。

生活環境の向上と秩序ある発展の誘導

市民が良好な生活環境のもとで快適に暮らすためには、土地利用の適正化や都市基盤の整備、公共交通の充実などが強く求められます。

人口の増加を計画的に誘導しつつ、広域的な観点も含めて、その規模に見合った都市計画行政を推進し、メリハリのあるまちづくりを進めることが必要です。

まちの安全性の向上

地震・風水害といった自然災害や工場災害・交通事故などの人為的な災害を未然に防ぐため、都市防災力の向上を図ることは、これまで以上に自治体に要求されてきています。災害の発生後に被害を最小限に食い止め、円滑な復旧・復興を可能にするような施策も重要です。

新市全体の安全性の向上を図るため、地域防災体制の確立や防災・安全対策の強化、防犯、消費者保護など、総合的な取組みが求められています。

市民参加の促進

住民のまちづくりへの参加意欲は、次第に高まりを見せていますが、新市の誕生を契機として、市民が自ら考え、行動し、行政と共に地域課題に対応する協働型・市民参加型社会の構築が、重要な課題となります。行政への市民参加機会を拡充するなど、市民参加のしくみづくりを進めていくことが必要になります。

健全な行財政の維持

全国的にも高い財政力をもつ2町のため、合併後も引き続き安定した都市経営が実現できるものと考えられます。しかしながら社会経済全般をめぐる状況は厳しさを増してくることが予想されるため、長期的な視点に立って効率的な自治体経営を心がけていくことが重要となります。

3 . 新市建設の基本方針

(1) 新市の将来像

神栖町・波崎町の特徴を活かし、合併効果を十分に発揮する観点から、新市の将来像を次のとおり定めます。

飛躍する鹿行地域の中心都市 ‘かみす’

力強く伸びゆく産業と、豊かな自然に囲まれた快適な空間の中で、人々が潤いのある生活を営めるまちを、新市の将来像として描きます。

2 町の特徴を活かしながら新たな都市機能の導入を進め、鹿行地域の中核となる新市の建設を目指します。

活力と豊かな自然が調和した誰もが住みたくなるまち

鹿島臨海工業地帯の中核をなす新市には、百数十社に及ぶ大規模な製造業・エネルギー関連企業が立地し、多くの雇用を生んでいます。

また、ピーマン、千両などの特産品をもつ農業や全国有数の漁獲量を誇る漁業も、新市の大きな特性となっています。

さらに、太平洋、利根川、常陸利根川、外浪逆浦などの親水空間や豊かな緑、温暖な気候といった恵まれた自然環境を活かして、首都圏のスポーツ・レクリエーション拠点としても発展が期待されています。

現在は神栖町・波崎町の2つの行政区域に分かれていますが、新市では2町の地域特性を補完しあうことで、産業活力と豊かな自然とが調和した、バランスのよい都市が誕生します。新市のもつ潜在能力を十分に発揮し、活気と自然の魅力にあふれ、快適な都市生活と安らぎの双方を味わうことのできる、誰もが住みたくなるようなまち ‘かみす’ の創造を目指します。

都市の魅力と個性にあふれた鹿行地域の中核となるまち

2 町の合併により、新市は鹿行地域でもっとも人口規模の大きな自治体となります。地域産業の活力向上に努め、経済的にも鹿行地域の中核となるまちを目指します。

また、恵まれた自然環境を活用しながら、広域圏からも数多くの人々が訪れるよう、さまざまな機能を導入することによって、うるおいと安らぎを兼ね備えた都市空間形成を目指します。

さらに、公共施設や商業・業務施設などの都市機能の集積を図ることによって、地域を越えて自立した経済圏・文化圏を有するまち ‘かみす’ の実現を目指します。

充実した市民サービスと活気ある市民活動が営まれるまち

新市は、全国的にも高い財政力をもつ自治体ですが、さらに効率的な行政運営を進めることで、より強固な財政基盤の確立を目指します。また施策の展開にさまざまな工夫を凝らすことで、福祉、健康、医療、教育、文化などの各分野において高い市民サービスの維持を目指します。

一方で、情報公開、市民参加機会の充実など、新市の住民が主体的にまちづくりに参加できるしくみづくりを進め、市民と行政が適切な役割分担のもとにまちづくりを展開する、協働のまち‘かみす’の実現を目指します。

(2) 新市のまちづくりの基本方針

1) まちづくりに対する基本的姿勢

「新市の将来像」を実現するため、行政運営に当たっては次のような基本的姿勢で、まちづくりを進めていきます。

まちの特性を活かした新市ならではの個性の創造

神栖町・波崎町においてはそれぞれに独自の施策を進め、これまでに数多くの実績があります。これらを大切に継承・発展させつつ、さらに1+1が2以上となって相乗効果を発揮するような新市ならではの個性の創造を図っていきます。

重点的・効率的な投資の推進

施策の優先順位を明確化し、新市の活性化や市民の福祉向上にとって特に要となるプロジェクトを戦略的に定め、重点的な投資を行っていくものとします。

可能な分野にあっては、民間事業者やNPO（非営利団体）、また市民の協力も得ながら「民間活力を活かしたまちづくり」も進めていきます。

ソフト面での取組みの重視

新市のまちづくりにおいては福祉・健康、教育・文化、産業、安全、情報など、ソフト事業の充実をはかります。

一方で道路・公園・下水道といった都市施設の整備や市街地開発・再開発など「ハード事業」を進める上では、体制の整備・財源の確保・建設方法・運営・維持管理コストなど、ソフト面での観点に十分配慮しつつ事業を推進していきます。

時代変化への適応

社会経済のニーズの変化に敏感に反応し、時代の変化に鋭敏に対応する、柔軟で機動的なまちづくりを行っていきます。

市民参加の推進

行政への住民参加の必要性は、すでに神栖・波崎両町においても認識され施策の基本に据えられていますが、合併を契機に、市民参加を促進するまちづくりを、さらに強力に進めていきます。

周辺地域との適切な連携と競争

鹿嶋市や潮来市、銚子市などの周辺地域とは、地方分権の考え方に立った地域間競争によって互いに切磋琢磨するという視点と、利害が共通する事項については連携に努めるという双方の視点を持って、広域的な観点からのまちづくりを進めていきます。

2) 新市建設の基本方針

新市建設にあたっては、次に示すようなさまざまな分野において、包括的・多角的な取り組みをおこなっていきます。

健康で人にやさしいまちづくり

生涯を通じて健康に、また誰もが安心して暮らせるような、人にやさしいまちづくりを進めるため、健康や福祉に関わる各種施策を推進していきます。

従来のサービス水準を維持していくことを基本方針として、提供主体や提供方法の多様化・効率化等により、さらにきめ細かなサービスが可能となるよう、合理的手法の検討を進めます。

その実現に向けては、保健・健康増進、医療、地域福祉、高齢者福祉、障害者福祉、児童・ひとり親家庭の支援、低所得者対策、社会保障制度の充実、勤労者支援といった、さまざまな分野にわたり具体的施策を展開します。

個性豊かでたくましい人をはぐくむまちづくり

たくましく個性豊かな子どもをはぐくむとともに、豊かな人生を支えるため、教育・学習機会の充実、文化・スポーツ・レクリエーション等の振興、交流機能の強化等を進めます。

外海に開かれた地理的条件、さまざまなイベントを開催した実績、豊富なスポーツ空間など、新市の個性を十分に活かして、特徴ある学校教育や生涯学習の推進、スポーツ活動の活発化、文化の創造などを図ります。

幼児教育、学校教育、青少年健全育成、生涯学習、地域文化、スポーツ、レクリエーション、余暇、交流といったさまざまな分野で施策を推進していきます。

自然・環境にやさしいまちづくり

豊かな水と緑、美しい砂丘、河岸の葦原などの自然資源やクリーンエネルギーを生み出す風力発電施設などを活かし、新市全体が環境と共生した「循環型の都市」「持続的な発展をする都市」の実現に向けて、多角的な視点から見た環境施策を推進します。

自然環境の保全をはじめ、河川・水路・公園・緑地等の整備、地球環境問題対策、下水・し尿処理、公害防止・産業廃棄物対策・環境美化、資源リサイクル・ごみ処理といったさまざまな施策を展開して、その実現を目指します。

新しい産業活力にあふれたまちづくり

産業の振興は、新市の発展にとってかけがえのない要素となります。住民の安定した生活基盤を確保するため、農業・水産業、工業、商業・サービス業といったそれぞれの産業における問題点を改善して各産業の一層の飛躍を目指すとともに、1次・2次・3次と呼ばれる従来の産業区分を超えた産業間連携についても検討を進めます。

また、地域の発展を支えてきた鹿島港については、商港機能の拡大や流通関連施設の立地促進に努めます。

さらに、自然環境を活かしたスポーツ・レクリエーション産業を育成し、観光産業の振興を図ります。

くらしの質を高めるまちづくり

市民のくらしの質を高めるため、合理的な土地利用計画に基づいた秩序ある都市空間形成に努めます。

特に、新広域都市拠点として位置づける地域については、基盤整備等の事業を重点的に展開し、公共的機能、ターミナル機能、文化・商業機能など、市民生活のあらゆる面で中心的な機能を担う都市空間の形成を図ります。

また、総合的な土地利用対策の推進、市街地の整備、集落地の環境保全・改善、特定地区の整備、道路・交通網の整備、住宅・宅地の適正供給、水資源・水道の整備充実、墓地・火葬場の整備、情報基盤の充実といった各種施策を展開します。

安全性の高いまちづくり

すべての市民が安心して暮らせるように、あらゆる分野において安全性向上のための施策を講じます。

台風による浸水被害や地震による津波被害を軽減するため、治水事業を推進するほか、消防・防災・救急、防犯、交通安全、消費者保護等について総合的な施策を展開していきます。

市民と協働のまちづくり

市民と一体となった協働のまちづくりを進めるため、住民参加体制の確立や機会の拡大に努めます。

市民が相互に人権を尊重し合い、男女が分け隔てなくあらゆる分野で活動できるような温かいコミュニティの形成につながるまちづくりを進めます。

情報の公開、広報・広聴制度や窓口機能の充実、ボランティアやNPOの育成といった施策を進め、市民が主体的にまちづくりに関わることの出来る“かみす”ならではの体制整備を図ります。

健全な行財政のまちづくり

多様化する市民ニーズや地方分権の動きに対応するため、柔軟で適応力の高い行政を目指します。

企画・調整機能の充実、総合的な情報化の推進、組織機構の見直しなどを進めながら、行政運営の効率化を図ります。

また、財政面では、健全な財政状況を堅持するために、市税等自主財源の確保に努める一方、行政経費の節減合理化を徹底します。

これらの取り組みとともに、近隣自治体との広域連携についても検討を進めていきます。

(3) 新市の土地利用構想

新市のまちづくりを進めていく土地利用の基本的な方向は、以下のとおりです。

1) 広域的な拠点としての機能強化

新市は、人口 10 万人に迫る鹿行地域最大規模の自治体となり、広域における総合的な拠点としての役割を担うことが期待されます。

既存計画との整合を図りつつも、合併による効果を最大限に発揮するため、新たな都市拠点や連携軸を整備し、機能的なまちづくりを進めます。

また、恵まれた水資源、温暖な気候といった環境面での優位性や、首都圏からの近接性を活かし、レジャー・スポーツ・レクリエーション拠点を整備するなど、高い集客力を持つ土地利用を推進し、地域の活性化を図ります。

2) 「軸」「拠点」「ゾーン」による都市構造の実現

「軸」の形成

都市の構造を形づくる基本的な骨格として、国道をはじめとする幹線道路を「軸」として設定します。

ア. 「中心軸」

市域を縦断する国道 124 号は、市内のみならず、広域的な視点からも連携・交流・誘導といった新市の発展に欠かせない中心的役割を担う重要な路線です。「中心軸」として位置づけ、その機能充実に努めます。

イ. 「シーサイド軸」

太平洋岸に沿って通る市道（シーサイド道路）は、空と海を眺め、潮風を感じながら走ることでできる開放感にあふれた道路です。このような利点を活かし、観光・レクリエーション誘導機能を重視した「シーサイド軸」に位置づけ、沿道景観を含めて高規格な道路として整備を進め、新市の観光シンボル道路となるよう、機能の強化を図ります。

ウ. 「リバーサイド軸」

利根川・常陸利根川沿岸部の広域交通基盤を強化するため、茨城県総合計画にも位置づけられている構想路線を「リバーサイド軸」として、整備の促進に努めます。

エ. 「副軸」

「中心軸」や「シーサイド軸」の機能を補完する補助幹線レベルの道路を「副軸」として位置づけ、市域全体を有機的に結ぶとともに、千葉県側へのアクセシビリティの向上も考慮した道路交通ネットワークの確立に努めます。

「拠点」の形成

特定の機能に重点を置き、活性化を図る区域を「拠点」として位置づけ、それぞれの目的に応じた整備を推進していきます。

ア．新広域都市拠点

土木研究所跡地を「新広域都市拠点」として位置づけ、新市庁舎をはじめ各種公共施設、交通ターミナル、商業施設、セントラルパークなど、複合的な機能を備えた新たな広域拠点として整備を進めていきます。

イ．出逢い・都市拠点

国道 124 号、主要地方道成田・小見川・鹿島港線、水郷有料道路の広域主要幹線道路 3 路線が結節する付近は、商業・業務系を中心に高度な都市集積が見られます。また、首都圏をはじめ千葉県側、茨城県各地からの交通拠点として、市の玄関口的な役割を持つことから、景観面にも配慮して、さらなる機能集積に努めます。

ウ．港湾・物流拠点

鹿島港は、鹿島臨海工業地帯の原材料や製品の海上輸送基地として重要な役割を果たしてきました。また、平成 14 年度に一部供用開始された北公共埠頭は、水郷有料道路を経て東関東自動車道へと直結し、首都圏への交通アクセス面でも優位な位置にあり、新たな物流拠点としての発展が期待されています。このため、北公共埠頭の商港機能を充実させるとともに、流通関連施設等の立地を促進し、首都圏の物流ターミナルとして拠点整備に努めます。

エ．ポートコミュニティ拠点

全国的にも高い水揚げを誇る波崎漁港と、その後背地の整備を進め、沖合・沿岸漁業及び生産流通加工の拠点としての機能強化を図ります。

また、サッカーを中心としたスポーツ合宿、海水浴、サーフィン、釣りなど、さまざまな目的を持った観光客が訪れる観光産業の中心地でもあることから、旧国民宿舎「砂丘荘」跡地周辺に、集客力のある滞在型総合レクリエーション拠点の整備を進めます。

オ．波崎東部地区市街地拠点

波崎漁港から現在の波崎町役場に至る市街地は、古くから漁業・水産加工業を中心に発展し、国道沿道や役場周辺市街地では、商業・業務系施設や住宅が立地するなど、都市化の充実がみられます。漁港を中核とした良好な市街地の形成を図るため、密集傾向にある市街地の再開発や銚子大橋の架け替えに伴う周辺道路網の再構築を進め、市南東部の中心として各種都市機能の集積に努めます。

カ．にぎわい交流拠点

矢田部・土合地区は、鹿島開発にともなって造成された土合住宅団地を中心に、良好な環境の市街地が形成され、今後も人口の集積が見込まれます。また、利根かもめ大橋の開通によって、千葉県側からのアクセスも容易であることなどから、商業施設を中核とした文化・交流拠点づくりを進めるとともに、利根かもめ大橋周辺道路を新市の玄関口にふさわしい道路として景観整備を図ります。

キ．スポーツ・レクリエーション拠点

国内最大規模の天然芝グラウンドの集積、豊富な宿泊施設、豊かな自然など地域資源を活用したスポーツ・レクリエーション交流空間づくりを展開するため、若松総合運動場・若松緑地、矢田部十町歩地区周辺、利根川河川敷などにスポーツ・レクリエーション拠点を整備します。

ク．港・ふれあい観光拠点

鹿島港中央・南・北航路の結節点に位置する港公園は、市の中心産業を象徴する港と工業地帯を一望できる緑に囲まれた景観豊かなレジャースポットです。人々が憩い、緑とふれあい、産業の活力を感じることでできる貴重な空間として、集客力を高めるための施設整備を促進します。

ケ．うるおい拠点

神之池緑地は、日常生活に溶け込んだ身近な親水空間として多くの人々に愛されています。緑に囲まれた水辺で誰もが気軽にスポーツやレクリエーションを楽しむよう、都市のオアシスとしての機能充実に努めます。

コ．憩いの拠点

奥野谷浜工業団地に隣接する神栖総合公園は、新たな広域レクリエーション拠点として大いに注目されています。海浜運動公園やふれあいセンター湯楽々などにも近接していることから、これらを有機的に機能させるための施設整備を促進します。

「ゾーン」の形成

既存計画に基づく土地利用の方針などから、市域を各「ゾーン」に区分し、それぞれの特性を活かした秩序あるまちづくりを進めます。

ア．市街地ゾーン

現市街化区域をはじめとした、主に住居系を中心とする区域を「市街地ゾーン」として位置づけます。居住環境の整備を図り、利便性の高いまちづくりを進めます。

イ．商業・業務ゾーン

商業・業務施設の集積が著しい市庁舎周辺から鹿嶋方面にかけての国道124号沿道と、利根かもめ大橋入り口付近を「商業・業務ゾーン」として位置づけ、中核的商業・業務機能、住民サービス支援機能などの集中的な立地を促進します。

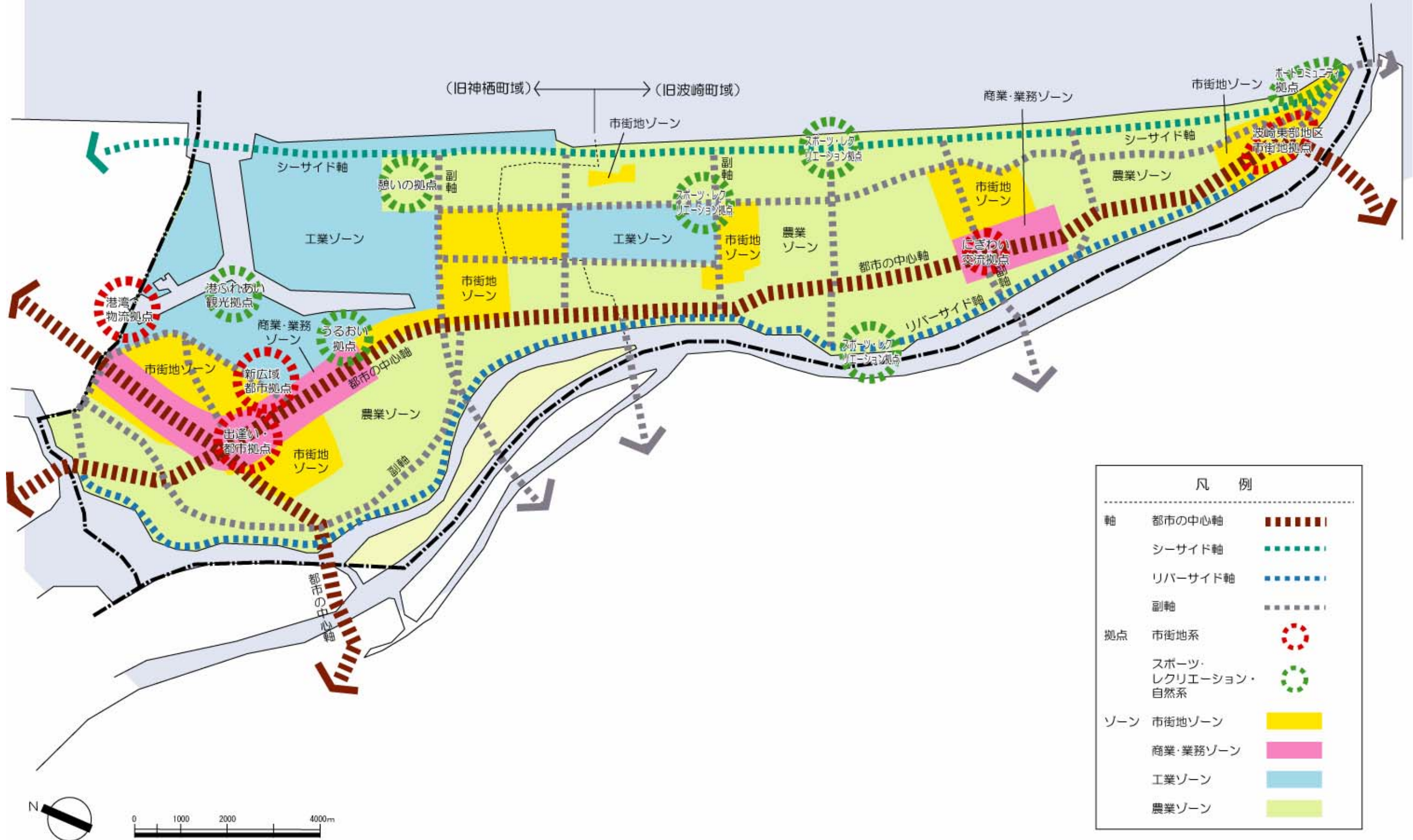
ウ．工業ゾーン

鹿島臨海工業地帯の各工業団地は「工業ゾーン」として位置づけ、製造業や流通産業を中心とした産業の活性化に努めます。

エ．農業ゾーン

農用地が広がる区域については「農業ゾーン」として位置づけ、集団的に優良農地が確保されるように努めます。

新市の土地利用構想図



凡 例		
軸	都市の中心軸	■■■■■
	シーサイド軸	■■■■■
	リバーサイド軸	■■■■■
	副軸	■■■■■
拠点	市街地系	○
	スポーツ・レクリエーション・自然系	○
ゾーン	市街地ゾーン	■
	商業・業務ゾーン	■
	工業ゾーン	■
	農業ゾーン	■

4．新市のまちづくり施策

新市の将来像を実現するため、新市建設の基本方針を踏まえて、次に示すような施策・事業に取り組んでいきます。

4 - 1．健康で人にやさしいまちづくり（健康・福祉分野）

（1）健康のまちづくり

保健・健康づくりの推進

乳幼児から高齢者まで、すべての市民の健康を守るため、健康診査やがん検診をはじめとする各種保健事業の充実を図るとともに、医療・福祉などの関係機関と連携して多角的な視点から、それぞれのライフステージに応じた健康づくりを支援するための体制づくりに努めます。

医療の充実

高度化する住民の医療ニーズに対応するため、地域医療体制の向上を図るとともに、広域医療ネットワークの強化を進めます。

また、疾病の早期発見・早期治療につながるよう、保健・福祉をはじめとした関係機関との連携により円滑な対応が図れる体制づくりに努めます。

さらに、疾病等による市民の生活不安を緩和し、健康の保持・増進と福祉の向上を図るため、乳幼児、妊産婦、高齢者、重度心身障害者、ひとり親家庭にかかる医療保険の自己負担軽減に努めます。

（2）福祉のまちづくり

地域福祉の推進

住み慣れた地域で、だれもが生きがいや楽しみをもち、安心した生活がおくれるよう、市民の福祉意識の向上に努め、地域福祉を推進するうえで中心的な役割を担う社会福祉協議会の充実やボランティア組織の育成、民生委員・児童委員活動の支援、相談体制の充実などにより、温かい心で支えあう地域福祉社会の形成に努めます。

また、道路や公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を進めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする交通弱者を対象とした移動手段の確保に努めるなど「人にやさしいまちづくり」を推進します。

高齢者福祉の推進

介護保険制度に対する市民の理解を深め、サービス提供基盤の強化と介護給付の円滑な実施を推進するとともに、在宅生活の支援、介護予防に重点を置いた各種サービスの充実に努めます。

また、老人クラブやシルバー人材センターの活動支援、生涯学習活動の実施など、高齢者が生きがいのある日常生活をおくれるよう各種の施策を推進します。

さらに、予測される要介護高齢者の増加に対応するため、特別養護老人ホームなど高齢者福祉施設の整備・充実に努めます。

障害者福祉の推進

障害のある人も地域で自立し、生きがいのある生活がおくれるよう、それぞれの生活実態及びニーズの把握に努めるとともに、社会復帰施設の整備・充実のほか、障害者の自立促進、生活改善、身体機能の維持・改善のための各種事業を実施します。

また、ライフステージの各段階に応じた在宅・施設福祉サービスの提供や、社会参加・交流・就労の機会創出、住宅と屋外空間のバリアフリー化など、総合的な施策を推進します。

児童・ひとり親家庭への支援

女性の社会進出や核家族化の進行などにより、多様化する子育て支援ニーズに対応し、将来を担う子どもたちの健全育成を図るため、次世代育成支援行動計画に基づき、ニーズに対応した保育サービス・学童保育の充実や、子育てに関する相談体制の強化、子育てサークルの活動支援など、総合的な施策を推進し、安心して子どもを産み、育てられる環境を整えます。

また、ひとり親家庭に対しては、生活の安定と経済的・精神的自立を促進するため、実態の把握や相談体制の充実を図り、関係機関と連携した支援体制の整備に努めます。

低所得者等への支援

低所得者に対しては、生活実態の的確な把握や相談・指導体制の充実に努めるとともに、社会福祉協議会などによる生活支援の各種制度も有効に活用していきます。

また、自立を促すための就労支援、更生協力組織の育成など、各種の施策を展開します。

社会保障制度の充実

国民健康保険制度については、収納率の向上、医療費の適正化促進、国に対する制度充実の要望などにより、財政の健全化を図るとともに、被保険者の健康管理のための事業展開に努めます。

国民年金制度については、制度に対する理解を深め、収納率の向上を図るうえからも、知識の普及や相談体制の充実に努めます。また、国に対して制度の一層の充実を要望していきます。

介護保険制度については、認定から介護給付、アセスメントに至る事業の円滑な実施に努めます。また、情報提供機能や相談体制の充実に努めるとともに、保険料納付を促進し、制度の維持・改善に努めます。

勤労者への支援

市民の安定した生活を確保するため、国・県などの関係機関と連携し、就業の促進、勤労者対策を推進するとともに、福利厚生の充実や労働条件の改善など就業環境の向上を促進します。

また、職業能力開発や在宅就業の機会拡大を支援するなど、市内における雇用・就業の促進を図ります。

主要プロジェクト（健康・福祉分野）

施策名	事業概要
高齢者福祉	特別養護老人ホーム整備
障害者福祉	福祉作業所整備
児童福祉	児童保育施設整備

4 - 2 . 個性豊かでたくましい人をはぐくむまちづくり (教育・生涯学習分野)

(1) たくましく個性豊かな子どもをはぐくむまちづくり

幼児教育の充実

幼児期は人格形成において大変重要な時期であるため、相談事業をはじめとする幼児教育に関するさまざまな施策を展開するとともに、幼児の主体性に配慮した幼稚園施設の整備や、指導方法の充実に努めます。

また、幼児教育の活性化を図るため、幼稚園・保育所・小学校の連携体制の強化に努めるとともに、新市全体の園児数のバランスを考え、幼稚園の拡充・統廃合を進めます。

学校教育の充実

子どもたちの生きる力をはぐくみ、主体的な学習意欲を増進するため、基礎的な学習内容の指導強化を図るとともに、体験活動等を積極的に導入して社会生活への適応能力を高める教育を実施します。また、学校施設の整備を進め、ゆとりある教育環境の創出に努めます。

生徒指導や教育相談体制の充実を図るとともに、学校、家庭、地域、関係機関の連携を強化し、それぞれの実態に即した的確な対応を可能にしていきます。

情報、国際理解、環境、文化芸術、人権、情操・福祉など、さまざまな観点から幅広い教育をおこないます。

障害のある児童・生徒の就学を適正におこなうため、障害の状況や特性等を的確に把握し、関係機関と連携した教育相談の充実を図り、就学指導の推進、障害に応じた指導方法の工夫、社会性や人間性をはぐくむ交流教育等を推進します。

一人ひとりの学ぶ意欲を大切にし、高等教育を受ける機会を支援する奨学金制度の充実を図ります。

青少年の健全育成

児童や青少年が社会性・協調性を身につけ、健全に成長する地域環境をつくるため、家庭教育力の向上を図るとともに、街頭補導活動、子ども会の支援、社会環境浄化活動、各種の体験活動などを展開し、将来を担う人づくりに新市全体で取り組みます。

(2) 豊かな人生を支える生涯学習のまちづくり

生涯学習の推進

市民一人ひとりが自分にあった学習活動に親しみ、個性と能力を伸ばし、生き生きと充実した人生をおくることができる社会の実現を目指し、幼児期から高齢期まで、それぞれのニーズと興味や志向に応じた世代を越えた学習機会の提供に努めます。

また、学習活動の拠点となる施設の整備・拡充や各種講座などの学習機会の充実、情報提供システムや学習相談、指導者の育成等を推進します。

地域文化の継承と振興

心の豊かさやうるおいを求める市民のニーズに対応し、文化・芸術活動の場となる施設の充実を図るとともに、「芸術祭」「文化祭」「講演会」「美術展」「演劇公演」「コンサート」などの各種文化・芸術イベントの開催、「文化協会」をはじめとする市内芸術文化団体の活動支援、文化活動指導者の確保・育成など、文化活動推進体制の充実を図ります。

また、地域文化を後世に伝えるため、郷土の歴史、文化、史跡に対する市民の理解と認識を深めるとともに、文化財調査や保護活動を推進します。

スポーツ・レクリエーション・余暇活動の充実促進

「市民一人に1スポーツ」をモットーに、生涯スポーツや健康づくりのための施設・事業・指導体制を充実します。

温暖な気候や豊かな自然に恵まれた地理的条件を活かして、体育館・運動場などのスポーツ施設、レクリエーション拠点の整備・充実を図り、人々がマリンスポーツやサッカーをはじめとしたスポーツ・レクリエーションをより気軽に楽しむことができる環境づくりを進めます。

また、これらスポーツ・レクリエーションの振興を図るため、関連団体の支援、指導者の育成などに努めます。

トライアスロン大会等大規模なスポーツイベントの開催、鹿島アントラーズへの支援、ニュースポーツの導入・普及など、多角的視点からスポーツを通じた地域の活性化に取り組めます。

さらに、温浴施設をはじめとする市民が憩い、くつろげる施設の充実を図ります。

交流の促進

市民があらゆる分野での交流を通じ、見聞を広め、相互の理解を深めることが、地域の活性化を促すという観点から、姉妹都市であるユーリカ市との相互交流活動を充実するとともに、その他の海外都市との交流も検討していきます。

また、国際交流の場の提供、外国語講座の開催、外国語教育の充実のほか、国際交流協会への支援、ホームステイの推進、通訳・ガイドボランティアの育成・支援など、国際化社会に対応した体制づくりを進めるとともに、市内に在住する外国人や来訪する外国人への情報提供、道路案内や公共施設における外国語標記の推進など、外国人にやさしいまちづくりを推進します。

さらに、地域農業や観光の活性化にもつながる大都市住民との交流なども促進していきます。

主要プロジェクト（教育・生涯学習分野）

施策名	事業概要
幼児教育	幼稚園園舎増改築
学校教育	小・中学校校舎増改築 学校給食共同調理場整備
生涯学習	市立図書館整備 公民館等改修 子どもいきいきフェスティバル開催 ハッピーサタデー事業
スポーツ・レクリエーション・余暇活動	自然ふれあい公園整備推進 スポーツ・レクリエーション施設整備 「ゆ～ぽ～と はさき」整備 トライアスロン大会開催

県事業

施策名	事業概要
スポーツ・レクリエーション・余暇活動	波崎レクリエーション拠点計画推進

4 - 3 . 自然・環境にやさしいまちづくり（地域環境・地球環境分野）

（1）水と緑の豊かなまちづくり

自然環境の保全

新市の貴重な財産である海岸や河川敷、樹林地などの自然環境は、自然と共生した土地利用の推進によって、乱開発を抑制し、良質な環境と景観を保全するとともに、人と自然のふれあい空間として活用を推進していきます。

また、学校教育や生涯学習の場、広報紙等を通じての情報提供により、市民に対する自然環境保護意識の啓発に努めていきます。

河川・水路等の整備

治水能力の向上のため、河川改修をはじめ、下水道雨水幹線・幹線排水路等の整備を進めるとともに、河川・水路等の水質汚濁を防止するため、市民の理解と協力を得ながら、排水・廃油処理等の適正化を推進します。

公園・緑地の整備

市民の生活にうるおいと安らぎを与え、美しい都市景観の創出を図るため、神栖総合公園、港公園、神之池緑地、若松緑地などの機能充実を図るとともに、地域的なバランスに配慮して各種公園・緑地の整備を進めます。

また、道路や公共施設の緑化、主要なレクリエーション拠点へ向かう並木道の整備、「花いっぱい運動」の展開などにより、緑豊かな生活環境の形成を促進します。

（2）環境と調和したまちづくり

地球環境問題対策の推進

地球環境問題の解決に貢献するため、地球温暖化がもたらす深刻な環境問題への取組みの必要性について、PRや情報提供を行い、環境保全意識の高揚を図るとともに、市民の自主的な活動の育成などに努めます。

公共下水道・し尿処理の推進

快適な生活環境の創造、公共用水域の水質保全や公衆衛生の向上を図るため、生活排水ベストプランに基づき、地域特性を踏まえた公共下水道等の整備を推進します。

また、公共下水道計画区域外については、し尿収集体制の整備を図るとともに、合併処理浄化槽の普及と適正な維持・管理の促進に努めます。

公害防止・産業廃棄物対策・環境美化の推進

大規模な工場が集積する立地特性や、産業廃棄物の不適切な処理などによる環境問題に対応するため、公害監視機器の更新、一般環境調査の実施、環境基準指定物質の常時監視、事業所に対する立入調査・指導、不法投棄監視体制の強化等により、公害防止・産業廃棄物対策に努めます。

また、快適で衛生的な生活環境を維持・創出するため、環境美化に対する意識啓発に努め、市民・民間企業・事業所の積極的な参加による地域の環境美化活動を推進します。

資源リサイクル・ごみ減量化の推進

ごみの排出・処理量を抑制するため、資源リサイクルに関する情報提供と意識啓発に努めるとともに、市民との協働により、ごみの分別収集、資源回収、自家処理機器の普及、リサイクル運動の推進などに取組み、ごみの減量化を進めます。

また、集積所のごみ収集の迅速化を図り、地域の美化保全に努めるほか、ごみ処理施設の運転管理を強化し有害物質の発生防止に努めます。

主要プロジェクト（地域環境・地球環境分野）

施策名	事業概要
河川・水路等	排水路整備
公園・緑地	各種公園・緑地の整備
公共下水道・し尿処理	公共下水道等整備 衛生プラント整備 合併処理浄化槽の普及
公害防止・産業廃棄物対策・環境美化	公害監視機器整備

県事業

施策名	事業概要
自然環境の保全	日川浜地区海岸環境整備
河川・水路等	国道124号排水路（波崎町矢田部地内）整備
公園・緑地	港公園改修

4 - 4 . 新しい産業活力にあふれたまちづくり（産業活性化分野）

農業・水産業の活性化

農業の振興

首都圏に位置する立地特性を活かし、大都市近郊の食料供給基地の形成を図るため、優良農地の確保・保全・整備を推進するとともに、農業経営改善計画に基づいて認定農業者に対する農地の集積や集団化を促進します。また、農業用水路、排水路の整備を行い、農業生産基盤の充実に努めます。

また、認定農業者への支援、農業後継者の育成、農業・畜産技術の向上、付加価値の高い農産品の生産促進、収益性の高い地域営農システムの確立、農業経営の近代化、農業団体の支援など、農業経営を安定・向上させるためのさまざまな取り組みを進めます。

さらに、農業・農地のもつ多様な機能を活かして、高齢者の生きがいにつながる農業の場の提供、環境保全型農業の育成などにより、地域性豊かで多様な農業の展開を図ります。

水産業の振興

水産業を取り巻く環境の改善を図るため、就労環境の整備、水産業団体と連携した研修・交流活動の実施、情報の提供、各種の支援による後継者の確保・育成などに努めるとともに、資源管理型漁業及び栽培漁業の推進、沖合・沿岸漁業における省力化、施設の共同利用などの合理化を進めます。

また、地元水産物の銘柄化と供給体制の充実、新たな魚種の加工品開発を進めるなど、食の魅力を活かす観光漁業の推進に努めます。

さらに、全国有数の漁獲量を誇る波崎漁港については、水産加工団地を併設する総合漁業基地として整備を進めるとともに、プレジャーボート等漁船以外の船舶の利用など、多面的な活用についても促進していきます。

工業の活性化

首都圏に位置する立地条件、国際港湾の存在、高速道路への接続性などの地域ポテンシャルや鹿島経済特区による優位性を活かして、研究開発関連企業をはじめとした企業の誘致を図ります。

中小企業に対しては、技術力の向上、経営体質の改善・強化を促進するため、商工会等による中小企業経営診断・指導、融資制度の充実などをおこないます。

商業・サービス業の振興

消費者の購買圏域の拡大にともない、その実態を把握するため、広域的な消費者動向調査の実施や、商業振興計画の策定などをおこないます。

また、地域商業の体質強化を図るため、商工会による経営指導の充実、商店街の近代化促進事業、中小企業向け融資の充実、商業関連団体や後継者の育成などに努めるとともに、魅力ある商店街を形成するため、商店街の道路整備、景観整備、イ

イベント開催支援などをおこないます。

国道沿いや土木研究所跡地については、その開発動向に合わせ、既存商店との共存に配慮した新たな商業空間の創出を図ります。

さらに、地域のニーズに対応した多様なサービス産業の育成に努めます。

流通港湾の整備

地域の発展を支える鹿島港については、効率性、安全性、快適性に配慮しながら、首都圏の物流効率化に貢献するため港湾の需要に対応した国際海上コンテナ輸送機能の強化を図るとともに、輸送船舶の大型化に対応した北公共埠頭 - 13m岸壁や航路・泊地、関連道路等の整備を促進します。

観光の振興

首都圏からの恵まれたアクセス条件を活かし、サッカー合宿やマリンレジャーをはじめとするスポーツ・レクリエーション施設の整備・充実を図り、集客力を高める施策を展開し、観光産業を新市の柱として育成していきます。

このため、海岸沿いや利根川沿いなどのウォーターフロント空間における施設整備、地域の祭りやイベントの振興、トライアスロン大会の活用など、新市のイメージアップにつながる観光施策を推進するとともに、海岸美化・道路整備と併せた「道の駅」の設置推進、サイクリングルートの整備、スポーツ施設や宿泊施設への支援の充実などを進めていきます。

また、県・隣接自治体をはじめとした広域的な連携により、地域の観光資源を活かした誘客力の高い広域観光ルートの設定に努めます。

主要プロジェクト（産業活性化分野）

施策名	事業概要
農業の振興	土地改良関連事業
水産業の振興	漁業経営構造改善事業 漁業集落環境整備
工業の活性化	工業団地内道路等整備
商業・サービス業等の振興	にぎわい交流拠点整備促進
観光の振興	自然ふれあい公園整備推進(再掲) スポーツ・レクリエーション施設整備 (再掲) トライアスロン大会開催(再掲)

県事業

施策名	事業概要
水産業の振興	波崎漁港整備
流通港湾の整備	港湾整備(北公共埠頭整備等)
観光の振興	波崎レクリエーション拠点計画推進 (再掲) 港公園改修(再掲)

4 - 5 . 暮らしの質を高めるまちづくり（都市計画・市街地整備・都市基盤整備分野） 計画的な土地利用の推進

重要な生活基盤である土地に関しては、公共の福祉を優先させ、残された自然環境を保全しながら、健康で利便性の高い生活を確保するため、計画的な土地利用を推進します。

特に、貴重な自然環境や優良農地については、その保全に努めるとともに、適正な市街化の誘導、防災力の向上、住宅用地や公共・公益用地の確保などを図り、計画的な都市空間の形成を推進します。

また、まちづくりを進めるうえで土地利用の基礎となる地籍調査事業を継続するとともに、地理情報システムの構築を図ります。

市街地の整備・都市景観

快適で魅力ある市街地環境を創出するため、都市計画道路の整備をはじめとする各種基盤整備事業などの都市計画関連事業を推進するとともに、市街地周辺部における適正な開発誘導に努めます。

また、新市のイメージアップと集客力の向上を図るための景観モデル地区の整備や、神栖らしい都市景観のあり方を示す指針づくり、良好な景観形成に対する市民の理解と協力を深めるための広報活動や意識啓発活動など、魅力ある景観形成を推進する各種事業を展開していきます。

集落地の整備

市街化調整区域に展開する集落地については、優良農地の保全と無秩序な開発の抑制に努めるとともに、道路・公園・広場などの生活基盤の整備や、一定の利便施設の立地誘導により、農村地域における生活環境の向上を図ります。

また、開発許可制度を利用した良好な集落内住宅地の確保を推進します。

特定地区の開発・整備

土木研究所跡地については、新市の新たな都市拠点として、新庁舎をはじめとした公共施設・交通ターミナルを中核に、商業・文化・交流機能も備えた複合的な開発を行い、鹿行地域の中心都市としてふさわしい機能の集積を図ります。

セントラルビル周辺地区については「出逢い・都市拠点」として商業・業務、交流機能の集積に努めます。

波崎東部地区の中心市街地については、市街地整備事業とともに、地域住民の利便性を高める各種都市機能の集積を図り、市南東部の拠点として機能するよう整備を進めていきます。

利根かもめ大橋入口交差点付近に、ショッピングセンターを核とした商業・業務集積地「にぎわい交流拠点」の整備を促進し、人々が行き交うにぎわいと交流の場を創出します。

道路・交通網の整備

人々の生活に不可欠な都市基盤である道路については、交通アクセスの向上を図るため、国・県道や都市計画道路等の整備により、幹線道路網の充実を図るとともに、シーサイド道路やリバーサイド道路、神栖新橋など、構想路線の整備実現に努めます。

特に、新市の一体性と均衡ある発展を促進する観点から、市内幹線道路の整備を重視します。

また、各地区における交流とにぎわいの場を創出するため、景観を重視した、多機能型の地区内シンボルロードの整備を推進するほか、バリアフリー化、ポケットパークやベンチの整備など、人にやさしい道路づくりを進めます。

公共交通機関については、通学者や高齢者など、交通弱者の日常の足を確保するため、路線バスのダイヤの維持・拡充に努めるとともに、新市としても市民の利便性を考慮した公共交通機関の検討を進めます。

また、東京・千葉方面へのアクセスにおいて重要な役割を担っている高速バスについては、ルート新設も含めて利便性の向上に努めます。

さらに、排気ガスがもたらす地域環境汚染に対して市民の理解を深めるとともに、バスやタクシーなどの公共交通機関利用の推奨に努め、過度に自家用車に依存しないまちづくりを推進します。

住宅・宅地の整備

市民の多様な居住ニーズに対応した良好な環境の住宅地の形成と定住促進を図るため、民間事業者などによる良質な住宅・宅地の供給・誘導、住宅取得者への支援等に努めます。

また、無秩序な開発等を防止するため、各種の規制・誘導策を講じます。

さらに、公営住宅の計画的な修繕・建て替えをはじめ、高齢者・障害者仕様住宅の確保・充実に努めるとともに、民営住宅のバリアフリー化を誘導します。

水資源・水道の整備

生活と経済活動を支える水資源については、水源の確保に努めるとともに、水質調査など、水質の安全性を確保するための取組みを進めます。

また、上水道の給水人口増加に対応するため、配水管の整備、配水場の拡張整備を図るとともに、水道料金の適正な改定、上水道普及促進のための未加入者に対するPR活動をおこない、水道事業の健全経営に努めます。

墓地・火葬場の整備

市営墓地については、適切な維持・管理に努めるとともに、墓地需要の増加に対しては、段階的に海浜公園墓地の整備・拡充を図るほか、民営墓地の整備を促進します。

また、火葬場・斎場については、利用増を見込んだ増設・改築を計画的におこな

うとともに、適切な維持・管理、運営を推進します。

情報基盤の整備

高度情報化社会に対応し、市民生活の利便性や行政サービスの向上を図るため、学校教育や社会教育との連携による情報教育の推進や情報化に対応した人材の育成、パソコン・インターネットの普及等、市民生活の情報化を促進します。

また、行政事務の情報化を進めるとともに、防災行政無線などの既存情報手段についても計画的に整備・充実を図ります。

主要プロジェクト（都市計画・市街地整備・都市基盤整備分野）

施策名	事業概要
特定地区の開発・整備	土木研究所跡地開発 にぎわい交流拠点整備促進(再掲) 住宅市街地総合整備促進
道路・交通網の整備	シーサイド道路整備 都市計画道路整備 市道整備 工業団地内道路等整備(再掲)
住宅・宅地の整備	深芝地区土地区画整理事業推進 公営住宅建設促進
水資源・水道の整備	上水道整備
墓地・火葬場の整備	海浜公園墓地整備 かみず聖苑火葬炉増設

県事業

施策名	事業概要
道路・交通網の整備	国道124号(銚子大橋架け換え)整備 一般県道深芝浜波崎線(波崎町矢田部地区)整備 一般県道深芝浜波崎線歩道(波崎町浜新田地区)整備

4 - 6 . 安全性の高いまちづくり (安全対策分野)

消防・防災・救急体制の充実

国内有数のコンビナートが形成されている鹿島臨海工業地帯の災害対策として、常備・非常備の消防体制の充実をはじめ、消防関連施設の整備、防火査察や指導など、各種の消防・防火対策を推進します。

また、地域防災計画の定期的見直し、防災施設・避難路の整備、自主防災体制の充実、防火・防災知識の普及と意識の啓発、防災訓練の実施、災害予測警戒体制の強化、防災行政無線の整備などを促進し、総合的な地域防災対策を進めます。

さらに、救急救命士の確保や高規格救急車の配備など、救急救助体制の充実に努めるとともに、市民に対する応急救護知識の普及を図ります。

非常時における体制の整備

災害等の非常時に対応するため、関係機関と連携した日頃からの情報把握・連絡・招集体制の整備、訓練をおこない、救援・救護・復旧・復興等に即応できる体制の整備を図ります。

地域の安全性の向上

凶悪化・多様化する犯罪から市民を守るため、警察署の誘致に努めるとともに、警察・防犯関係団体との連携による地域安全パトロールを実施するなど、地区レベルの自主防犯組織の設立を促進し、地域の防犯体制強化を図ります。

また、防犯灯の設置、空き地等の適正管理など生活安全施策を推進し、安全な地域環境の創出に努めます。

交通安全対策の推進

交通量の増大にともなう交通事故の増加を未然に防止するため、関係機関との連携により、交通安全施設の整備、通学路をはじめとする歩道の整備などを進めるとともに、交通安全意識の啓蒙を図るため、さまざまな場を通じて積極的に交通安全教育を展開していきます。

また、交通事故被害者を救済するため、県民交通災害共済への加入を促進するとともに、県の交通事故相談員による巡回相談等を実施します。

消費者保護の推進

多種多様な消費者トラブルに対応するため、消費生活センターを設置し、消費者教育・消費者相談体制を強化するほか、国民センターや県消費生活センターとの連携を図りながら、市民の消費生活の安定と向上を図ります。

主要プロジェクト（安全対策分野）

施策名	事業概要
消防・防災・救急体制の充実	防災行政無線デジタル化
消費者保護の推進	消費生活センター設置

4 - 7 . 市民と「協働」のまちづくり（協働分野）

情報公開・広報・広聴等の推進

市民がまちづくりに積極的に関わる基盤づくりとして、行政情報公開システムを整備し、併せて個人情報保護のための明確な指針づくり、セキュリティシステムの強化等を進めます。

また、市民相互のコミュニケーション媒体として、広報紙やインターネットホームページの双方向機能の充実を図るほか、市民会議や各種懇談会等、住民の生の声を直接聞く場の充実に努めます。

市民と協働のまちづくりの推進

まちづくりにおいて、市民が果たす役割の重要性をアピールし、住民参加に対する意識の啓発に努めるとともに、市民会議・懇談会の充実、各種の計画策定における市民参加の促進、市民からのまちづくりの企画・アイデアの募集など、市民が主体的にまちづくりに参加できる体制の整備を促進し、市民と行政の望ましい関係の構築を目指します。

また、まちづくりに関連するボランティアやNPO（＝非営利団体）の活動を支援し、その育成・強化に努めます。

人権教育の推進

人権意識の高揚を図るため、学校教育・社会教育の場における人権教育や広報紙・パンフレット等による市民への情報提供、意識啓発に努めます。また、研修等の開催を通じて指導者の資質向上を図ります。

男女共同参画の推進

男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野でその個性と能力を十分に発揮し、ともに責任を担う男女共同参画社会を実現するため、制度・慣行の見直しや意識啓発など、社会環境の整備を進めます。

また、男女が多様な生き方を主体的に選択することができる社会の形成を目指し、各種の関連施策を総合的・計画的に推進します。

コミュニティづくりの推進

地域活動の活性化を図るため、その活動拠点となるコミュニティセンターや地区集会所等の適正配置や機能の充実に努めます。

また、地域活動のリーダーとなる人材を育成するため、各種研修事業の推進、活動に対する支援をおこないます。

主要プロジェクト（協働分野）

施策名	事業概要
コミュニティづくりの推進	コミュニティセンター整備

4 - 8 . 健全な行財政のまちづくり（行財政改革分野）

行政運営の改革

地方分権社会の中で地域間競争に勝ち残るため、新市の優位性・独自性を十分に発揮することのできる施策・事業を計画的・戦略的に打ち出す一方、少子・高齢化社会の進展や住民ニーズの多様化などによる行政経費の増加に対応するため、職員の配置、定数及び給与等の適正化による組織のスリム化と効率的な事務事業の推進に努めます。

また、合併効果を十分に発揮し、効率的・効果的な行政運営と市民サービスを推進する観点からも、合併後速やかに新庁舎の建設をおこないます。

財政運営の改革

財源の確保を図るため、課税・徴収事務の体制強化や、住民負担の公平確保・受益者負担の原則に基づき、手数料・使用料等の適正化を推進します。

また、国への税制・財源配分制度への改善要請、国・県事業の効果的な導入、地方債の有効活用などにより、まちづくりに必要な財源の確保に努めます。

さらに、経常経費の節減、補助事業の適正化、財政支出の重点化、P F I（＝民間事業者参加型の公共事業）の検討など、創意工夫によってコスト削減を図り、財政運営の適正化に努めます。

広域行政の推進

地方分権に対応しながら、より広範囲な地域における共通課題を解決するため、一部事務組合事業等の広域業務にとどまらず、県境を超えたさらに広域的な地域連携の強化を推進します。

また、住民の日常生活の広域化に対応するため、公共施設の相互利用や情報のネットワーク化など、広域的な連携を推進し、住民サービスの向上を図ります。

主要プロジェクト（行財政改革分野）

施策名	事業概要
行政運営の改革	新庁舎建設

5 . 公共施設の統合整備の方向性

- ・公共施設の統合整備については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分に配慮します。
- ・新規の公共施設の整備にあたっては、市民のニーズを的確に把握するとともに、地域の特性やバランス、財政事情等を考慮しながら逐次整備していくことを基本とします。
- ・新市庁舎については、合併後可能な限り早い時期に、土木研究所跡地に建設するものとします。
- ・既存の公共施設については、合併を契機として他の施設との複合化や役割分担、連携などを検討し、施設の廃止・統合を含めて、より効果的なサービスが提供できるようにします。

6 . 財政計画

新市の財政計画は、合併年度及びそれに続く 10 か年度（平成 17 年度～平成 27 年度）について、普通会計*の歳入・歳出の項目毎に過去の実績、人口推移、合併に伴う変動要因等を勘案し、新市で実施する行政サービスや各種事業を見込んで推計しています。

（ 1 ）歳入

歳入の主な項目の算定の考え方は、次のとおりです。

地方税

地方税については、現行の税制度を基本として算定します。

地方交付税

過去の特種、個別の変動を除いた伸び率の平均から今後の措置額を見込むものとし、三位一体の改革による影響、借入済みの地方債、普通建設事業の財源に用いる合併特例債等の元利償還金への交付税算入分、合併特例分を考慮して推計します。

国庫支出金・県支出金

一般行政経費分は、過去の実績等から算定し、市町村建設計画事業分を加え、さらに合併に係る財政支援(補助金・交付金)、市制施行に伴う生活保護費分等を見込んでいます。

繰入金

新市建設計画に計上した事業のための基金などの繰り入れを見込んでいます。

地方債

新市建設計画事業の財源として合併特例債及び通常債をはじめ、減税補てん債や臨時財政対策債の借り入れを見込んでいます。ただし、臨時財政対策債については、平成 19 年度以降は廃止されるものとして見込んでいます。

* 普通会計：地方公共団体の統計上用いられる会計区分で、水道や国民健康保険等の公営事業会計以外の会計を合わせたもの。

(2) 歳出

歳出の主な項目の算定の考え方は、次のとおりです。

人件費

合併に伴う特別職、議会議員などの定数減による影響を見込んでいます。

また、一般職については、退職者の補充を抑制することにより、段階的に経費の削減を見込んでいます。

物件費

物件費については、合併による事業経費の削減効果を見込んでいます。

扶助費

過去の実績等から算定し、合併に伴うサービス水準の調整による影響分を見込んでいます。

また、2町分の生活保護事業に係る扶助費を加算しています。

補助費等

一部事務組合に対する補助費は、組合事業との調整により算定しています。それ以外については、合併に伴うサービス水準の調整による影響分を見込んでいます。

公債費

平成16年度までの地方債償還額に、平成17年度以降の市町村建設計画事業等に伴う新たな地方債償還見込額を加えて算定しています。

積立金

合併に伴って創設する新市の振興のための基金への積立を見込んでいます。

繰出金

他会計の事業を考慮して見積っています。

投資的経費

市町村建設計画事業等及び計画事業以外の普通建設事業を見込んでいます。

歳入

(単位:百万円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	計
地 方 税	17,222	19,599	19,953	19,876	19,943	19,976	19,891	19,810	19,735	19,659	19,588	215,252
地 方 譲 与 税	932	932	932	932	932	932	932	932	932	932	932	10,252
交 付 金	1,265	1,265	1,265	1,265	1,265	1,265	1,265	1,265	1,265	1,265	1,265	13,915
地方特例交付金	408	408	408	408	408	408	408	408	408	408	408	4,488
地 方 交 付 税	648	959	918	896	1,034	1,073	1,014	1,007	998	978	959	10,664
分担金及び負担金	424	424	424	424	424	424	424	424	424	424	424	4,664
使用料・手数料	561	561	561	561	561	561	561	561	561	561	561	6,171
国庫支出金	1,588	2,375	2,641	2,652	2,307	3,080	2,430	2,414	2,305	2,357	2,430	26,579
県支出金	1,854	1,894	1,427	1,423	1,362	1,268	1,273	1,329	1,265	1,291	1,297	14,703
財 産 収 入	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	528
寄 付 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰 入 金	850	482	61	0	1,800	410	0	0	0	0	0	3,603
繰 越 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
諸 収 入	676	676	676	676	676	676	676	676	676	676	676	7,436
地 方 債	1,272	3,838	6,064	2,581	2,754	2,176	3,646	2,066	2,144	2,144	2,144	30,829
合 計	27,448	32,961	35,378	31,742	33,514	32,297	32,568	30,940	30,781	30,743	30,732	349,104

歳出

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	計
人 件 費	6,403	6,373	6,373	6,258	6,233	6,135	6,111	6,086	6,062	6,037	6,013	68,084
物 件 費	5,587	5,374	5,107	4,829	4,734	4,639	4,546	4,455	4,366	4,279	4,193	52,109
維 持 補 修 費	482	482	482	482	482	482	482	482	482	482	482	5,302
扶 助 費	3,202	3,750	3,859	3,970	4,046	4,125	4,195	4,261	4,327	4,397	4,447	44,569
補 助 費 等	4,349	4,264	4,264	4,264	4,264	4,264	4,264	4,264	4,264	4,264	4,264	46,988
公 債 費	2,281	2,241	2,481	3,113	3,282	3,357	3,523	3,815	3,742	3,662	3,474	34,976
積 立 金	0	2,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,000
投資・出資金・貸付金	774	774	774	774	774	774	774	774	774	774	774	8,514
繰 出 金	2,867	2,836	2,865	2,893	2,922	2,952	2,981	3,011	3,041	3,071	3,102	32,541
投資的経費	1,504	4,867	9,173	5,154	6,777	5,569	5,692	3,792	3,723	3,787	3,983	54,021
合 計	27,448	32,961	35,378	31,742	33,514	32,297	32,568	30,940	30,781	30,743	30,732	349,104

7．計画の実現に向けて

計画の実現にあたっては、合併後速やかに庁内推進体制を整備し、本計画に基づいて着実にまちづくりを推進していきます。

事務事業の評価・見直しをおこない、市民の視点に立った施策・事業を計画的に展開するとともに、効果的な投資により鹿行地域における中心都市として各種の機能集積を図ります。

市民が積極的に行政に参画することができる環境を整え「協働」のまちづくりの確立に努めます。

国や県が実施する事業については、早期の実現に向けて、新市一丸となった要望活動をおこない、快適で魅力ある新市の実現を促進します。

神栖市まちづくりプラン
神栖町・波崎町 新市建設計画

平成 17 年 2 月

発行 神栖町・波崎町合併協議会

〒314-0192

茨城県鹿島郡神栖町大字溝口 4991 番地の 5

TEL : 0299-93-9601 (代)
